

## 資料 2

### 緊急雇用対策事業(H21年からH24年)

地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県に平成23年度末までの基金を造成し、各都道府県及び市区町村において、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創り出す事業を行っています。

事業名		21年度	22年度	23年度	24年度	備考
<b>【緊急雇用創出事業】</b> ○失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供する事業。  ※雇用期間は、新規雇用する労働者の雇用・就業時期は、6ヵ月以内とし、1回に限り更新を可能とする。	事業数 (直接)	27	13	10	/	平成23年度末で事業終了
	雇用人数	57人	49人	28人	/	
<b>【重点分野雇用創出事業】</b> ○失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供する事業であって、重点分野に係るもの。(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究の7分野をいう。)  ※雇用期間は、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とする。	事業数	/	9	18	12 (予定)	平成24年度末で事業終了 (平成22年度予備費により、「重点分野雇用創造事業」が拡充された)  H22直接雇用9事業 H23直接雇用14事業 委託事業 4事業 H24直接事業 8事業 委託事業 4事業
	雇用人数	/	21人	42人	18人 (予定)	
<b>【震災等緊急雇用対応事業】</b> ○東日本大震災等の影響による失業者(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者、若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業。 ※雇用期間は、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とする。	事業数 (直接)	/	/	/	10 (予定)	平成24年度末で事業終了
	雇用人数	/	/	/	29人 (予定)	
<b>【ふるさと雇用再生特別基金事業】</b> ○地域の創意工夫で、地域の求職者等が継続的に働く場を創り出します。  【雇用期間は、原則1年以上とし、更新ができるものである。ただし、事業の性質上、該当事業に従事する労働者と1年間の雇用契約を締結することが適当でないと認められる場合には、必要に応じて、6ヶ月以上1年未満の雇用期間についても認めるものであること。】	事業数 (委託)	4	6	9	/	平成23年度末で事業終了  H21委託事業 4事業  H22委託事業 6事業  H23委託事業 9事業
	雇用人数	8人	13人	31人	/	
合計	事業数 (委託)	31	28	37	22 (予定)	
	雇用人数	65人	83人	101人	47人 (予定)	